

## 相模原市議会政務活動費の交付に関する条例取扱要領

(趣旨)

第1条 相模原市議会政務活動費の交付に関する条例(平成13年相模原市条例第1号。以下「条例」という。)及び相模原市議会政務活動費の交付に関する条例施行規程(平成13年相模原市議会告示第1号。以下「規程」という。)の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(会派の定義)

第2条 条例第2条に規定する会派とは、議会運営における会派をいうものとする。

(会派に対して交付する政務活動費)

第3条 条例第3条に規定する会派に対して交付する政務活動費は、これを所属する議員個人に分配してはならない。

(議長への届出)

第4条 会派及び会派に所属しない議員が、第1号又は第2号に該当する場合はあらかじめ、第3号から第6号までの各号のいずれかに該当する場合は事後において、速やかに議長に対し当該各号に定める届を提出しなければならない。ただし、第1号又は第2号に該当する場合において、やむを得ない理由によりあらかじめ当該届が提出できないときは、事後において速やかに提出するものとする。

(1) 行政視察をする場合 行政視察届(第1号様式)

(2) 調査委託をする場合 調査委託届(第2号様式)

(3) 事務職員を雇用する場合 事務職員雇用届(第3号様式)

(4) 備品(比較的長期間にわたってその性質又は形状を変えずに使用に耐える物で、取得価格が5万円以上の物をいう。以下同じ。)を購入し、又は廃棄する場合 備品購入・廃棄届(第4号様式)

(5) 備品を異動する場合 備品異動届(第5号様式)

(6) 事務所を設置する場合 事務所設置届(第6号様式)

(研究研修・調査報告書)

第5条 会派及び会派に所属しない議員は、研究研修又は調査を行った場合は、研究研修・調査報告書(第7号様式)を作成するものとする。

(会計帳簿等の整理)

第6条 会派及び会派に所属しない議員は、規程第10条第1項に規定する会計帳

簿(以下「会計帳簿」という。)を調製するに当たり、収入については収入書(第8号様式)を、支出については支出書(第9号様式)を作成するものとする。

2 前項に規定する支出書には領収書、受領書又は振込受領書その他これらに類する書類(以下「領収書等」という。)を添付するものとする。ただし、次の各号に該当する場合は、当該各号に定める書類を作成し、領収書等に代えて添付するものとする。

(1) 日々の調査研究活動に要する交通費を公共交通機関の料金で支出する場合  
支払証明書兼交通費集計表(第10号様式)

(2) 日々の調査研究活動とは別に、研修会や視察調査等の交通費を公共交通機関の料金で支出する場合であって、領収書等を徴することが困難なとき  
支払証明書兼交通費算定表(第11号様式)

(備品の管理)

第7条 会派及び会派に所属しない議員は、責任をもって備品を適切に管理するため、備品台帳を作成するものとする。

2 備品の耐用年数は、原則として4年とする。

3 第1項に規定する備品台帳(以下「備品台帳」という。)は、当該会派の代表者及び会派に所属しない議員が収支報告書の提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保管しなければならない。

(議長による調査等への協力)

第8条 条例第11条の規定により議長が調査等を行う場合には、会派及び会派に所属しない議員は、これに誠実に協力しなければならない。

(会派が解散した場合等の文書の保存)

第9条 政務活動費の交付を受けた会派が解散した場合、会計帳簿及び備品台帳は、当該会派の代表者だった者がこれを保存するものとする。

2 政務活動費の交付を受けた会派に所属しない議員が会派に所属する議員となった場合は、会計帳簿及び備品台帳は、当該会派に所属しない議員であった者がこれを保存するものとする。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月5日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の相模原市議会政務調査費の交付に関する条例取扱要領は、平成23年度以降の交付分から適用し、平成22年度交付分までの取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の相模原市議会政務調査費の交付に関する条例取扱要領は、平成24年度以降の交付分から適用し、平成23年度交付分までの取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成25年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際、現に交付されている政務調査費の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の際、現に交付されている政務活動費の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。